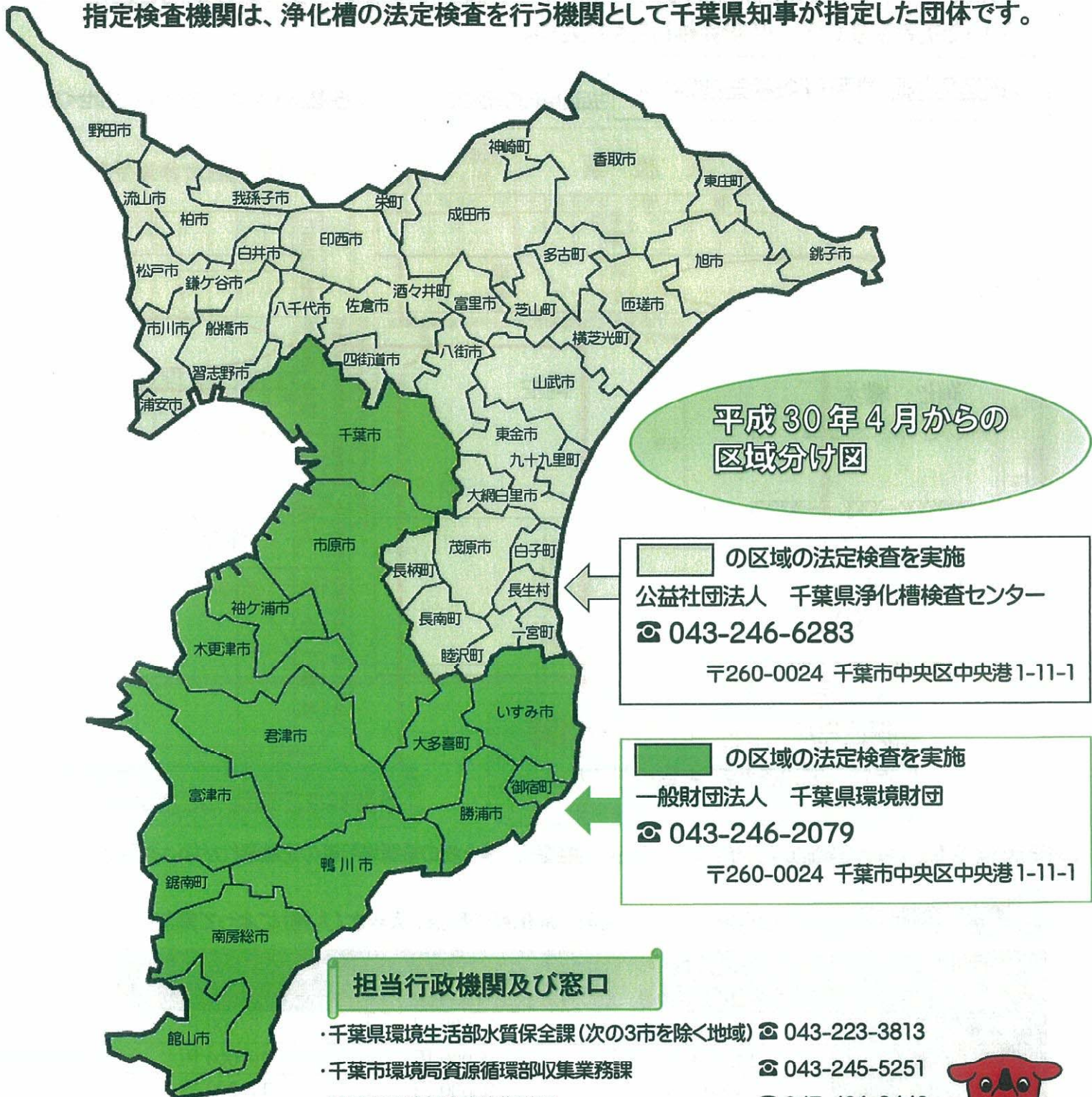


浄化槽管理者・設置者のみなさまへ

平成30年4月から浄化槽の法定検査（**設置後の7条検査及び毎年定期的に実施する11条検査**）は、**千葉県浄化槽検査センターと千葉県環境財団の2つの指定検査機関**が区域を分けて実施します。

指定検査機関は、浄化槽の法定検査を行う機関として千葉県知事が指定した団体です。



担当行政機関及び窓口

- ・千葉県環境生活部水質保全課(次の3市を除く地域) ☎ 043-223-3813
- ・千葉市環境局資源循環部収集業務課 ☎ 043-245-5251
- ・船橋市環境部廃棄物指導課 ☎ 047-436-2443
- ・柏市環境部環境政策課 ☎ 04-7167-1695

**浄化槽の法定検査を受けることは、法律の義務です。
必ず検査の申込みを行ってください。**

※申込みについては裏面をご覧ください



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」